



東大阪労働基準監督署発表
令和7年1月9日

東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(無資格者にフォークリフトの運転業務を行わせた疑い)

令和7年1月9日、東大阪労働基準監督署(署長 的場 由美)は、各種歯車の設計製作業者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社八尾歯車(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪府八尾市太田新町
事業内容 各種歯車の設計製作

(2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第61条第1項
労働安全衛生法施行令第20条第11号
労働安全衛生規則第41条別表第3
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは被疑会社の代表取締役として、同社の労働者を指揮するとともに、同社の安全管理を行う者であるが、令和6年6月12日、大阪府八尾市太田新町に所在する同社第2工場入口付近において、パレット等の片付け作業を行うに当たり、法令の定めるフォークリフトの資格を有しない労働者に、最大荷重1.5トンのフォークリフトの運転業務に就かせた疑い。

4 参考事項

- 上記3の結果、フォークリフト付近にいた者が足を踏まれて転倒し、頭を強く打って死亡する災害が発生している。
- 関連条文は別紙のとおり。

関連条文

○労働安全衛生法

第六十一条（就業制限）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令

第二十条（就業制限に係る業務）

法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

○労働安全衛生規則

第四十一条（就業制限についての資格）

法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係）

令第二十条第十一号の業務

- 一 フォークリフト運転技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者